

## 陸上自衛隊安全管理規則

昭和 47 年 3 月 13 日  
陸上自衛隊達第 24—13 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号  
昭和 60 年 9 月 5 日達第 24—13—1 号 平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号  
平成 19 年 6 月 14 日達第 24—13—2 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号  
平成 30 年 3 月 27 日達第 122—292 号

陸上自衛隊安全管理規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 中村 龍平

### 陸上自衛隊安全管理規則

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 安全に関する責務（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 安全に関する活動等（第 9 条—第 12 条）
- 第 4 章 雑則（第 13 条・第 14 条）

#### 附則

別表 第 1 安全色彩

第 2 安全標識

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、陸上自衛隊の部隊等における安全管理に関し必要な事項を定め、もって隊務の遂行に当たり部内外の生命・身体の安全保持に資することを目的とする。

2 陸上自衛隊の部隊等における安全管理については、関係法令、訓令及び達等によるほかこの規則による。

（定義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教育訓練等」とは、教育訓練、各種作業又は部隊実験等をいう。
- (2) 「現場指揮官等」とは、教育訓練等の現場における指揮官、教官又はその他の監督者をいう。

第 2 章 安全に関する責務

(部隊等の長)

第3条 部隊等の長は、当該部隊等の規模又は教育訓練等の特性に応じて安全保持のための組織を確立し、教育訓練等の計画及び実施に当たっては常に安全保持に留意して指導監督するものとする。

(駐屯地司令)

第4条 駐屯地司令は、当該駐屯地における安全保持のため、交通規制及び安全標示その他必要な規制を行い、その実施を監督するものとする。

(現場指揮官等)

第5条 現場指揮官等は、当該部隊等の長の命を受け、教育訓練等の実施に当たっては常に安全保持について指導監督するものとする。

(幕僚等)

第6条 幕僚は、それぞれの担任業務に関する安全管理を分掌するものとする。

2 次の各号に掲げる者は、安全管理の状況を的確に把握して意見を具申するものとする。

(1) 方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部の監察官

(2) 部隊(第4項に掲げる部隊を除く。)・機関の第1科長、総務部長及びこれに準ずる職務を行う者(以下本条中「第1科長等」という。)

3 前2項に掲げる以外の安全管理に関する事務は、方面総監部人事部長、師団司令部第1部長、旅団司令部第1部長、中央即応集団司令部人事部長及び第1科長等が行うものとする。

4 隊(第1科長等の置かれている隊を除く。)及び中隊にあつては、当該部隊等の長の指定する者が前3項に準じてその職務を行うものとする。

(安全主任者・安全係)

第7条 部隊等の長は、別に定めるものを除き、爆発・火災・感電等により著しい危害が発生するおそれのある各作業場ごとに必要に応じ安全主任者を指名し、現場指揮官等に対して安全保持上の助言を行わせるものとする。

2 現場指揮官等は、必要に応じ安全係を指名し、当該教育訓練等の現場における安全保持のため、所要の点検・指示を行わせるものとする。

(隊員)

第8条 隊員は、安全に関する諸規定を遵守し、関係上司の命令・指示に従うとともに、自ら危害の防止に努めるものとする。

2 隊員は、危険な状態を予知した場合には直ちに報告又は通知し、特に急を要する場合には応急措置を講じて危害の防止又はその局限に努めるものとする。

3 隊員は、隊務遂行に当たり受傷した場合には、速やかに報告しなければならない。

第3章 安全に関する活動等

(安全に関する教育訓練)

第9条 部隊等の長は、隊員の安全意識の高揚及び遵守事項の徹底を図るため、計画的に又は機会をとらえて安全に関する教育を実施するものとする。

2 部隊等の長は、隊務遂行に当たり危害又はそのおそれのある事態が発生した場合において、適切な緊急措置を講ずるため、自ら又は現場指揮官等に命じ定期又は臨時に避難等の訓練を実施するものとする。

(安全に関する検査等)

第10条 部隊等の長は、定期又は臨時に安全に関する検査等を実施し、教育訓練等の環境若しくは手段・方法又は施設若しくは装備品等の整備・改善に努めるものとする。

(安全色彩)

第11条 部隊等の長は、その管理する施設又は物件につき、駐屯地司令の定めるところにより安全色彩を施すものとする。

2 安全色彩の表示事項等は、別表第1のとおりとする。

(安全標識)

第12条 部隊等の長は、危険箇所その他必要のある施設又は物件につき、駐屯地司令の定めるところにより安全標識を設置するものとする。

2 安全標識は次の8種類とし、その制式等は別表第2のとおりとする。

(1) 防火標識 引火若しくは発火のおそれがある危険物の所在場所又は防火若しくは消火の設備を示すのに用いる。

(2) 禁止標識 危険な行動を禁止するのに用いる。

(3) 危険標識 直接に危険なもの、場所又は状態に対する警告として用いる。

(4) 注意標識 そのままでは特に危険はないが、不安全な行為又は不注意によって危険が起こるおそれがあることに注意をうながすために用いる。

(5) 救護標識 救命・救護に関係あるもの又はそれらの箇所を示すのに用いる。

(6) 用心標識 修理又は故障を示すのに用いる。

(7) 方向標識 特定の物件、設備の所在場所及び通行の方向を明示するために用いる。

(8) 安全指導標識 安全意識を高揚するために用いる。

3 駐屯地司令は、当該駐屯地内の交通の安全と円滑を図るため、必要と認める箇所に道路標識、区画線又は道路標示を設けるものとする。これらの道路標識等は、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）に規定する様式をできるかぎり用いるものとする。

第4章 雑則

(事故調査)

第13条 部隊等の長は、隊務遂行に当たり危害が発生した場合には、速やかにその実態を調査して原因を究明し、同種事故の再発防止に資するものとする。  
(委任規定)

第14条 この規則に規定するもののほか安全管理に関する細部事項は、部隊等の長又は駐屯地司令が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第24—5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和60年9月5日陸上自衛隊達第24—13—1号）

この達は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122—150号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年6月14日陸上自衛隊達第24—13—2号）

この達は、平成19年6月14日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成30年3月23日陸上自衛隊達第122—292号）

この達は、平成30年3月23日から施行する。

## 安全色彩

別表第1

色彩	表示事項	使用箇所	使用例	備考
赤	防火、停止又は禁止を表示するための基本色とする。	防火、停止若しくは禁止を表示するもの又はそれらの箇所に用いる。	1 防火標識（火気厳禁、禁煙など） 2 消火栓、消火器、火災報知器、火災類の表示 3 禁止標識	赤を引きたたせる色としては、白を用いる。
黄赤	危険を表示するための基本色とする。	すぐに危害を引き起こす危険性のあるもの又はそれらの箇所に用いる。	1 危険標識 2 裸スイッチ、スイッチボックスふたの内面、機械の安全カバーの内面、露出歯車の側面	黄赤を引きたたせる色としては、黒を用いる。
黄	注意を表示するための基本色とする。	衝突、墜落若しくはつまづきなど危険性のあるもの又はそれらの箇所に用いる。	1 注意標識 2 クレーンのフック、低いはり、衝突のおそれある柱、ピットのふち、床上の突出物、階段のけあげ、階段の踏みづらのふち	1 黄を引きたたせる色としては、黒を用いる。 2 特に注意の度合いを増すためには黒と組み合わせ、しま模様として用いる。
緑	安全、進行又は救急・救護を表示するための基本色とする。	危険のないこと、危険防止若しくは救急に関係あるもの又はそれらの箇所に用いる。	1 退避場所及び方向を示す標識、非常口を示す標識 2 安全指導標識	緑を引きたたせる色としては、白を用いる。
青	用心を表示するための基本色とする。	みだりに操作してはならないもの又はそれらの箇所に用いる。	1 修理中又は運転休止箇所を示す標識 2 スwitchボックスの外表面	青を引きたたせる色としては、白を用いる。
白	通路又は整頓を表示するための基本色とする。 また、赤、緑、青又は黒を引きたたせるための補助として用いる。	通路の表示、方向指示、整頓及び清潔を必要とするもの又はそれらの箇所に用いる。	1 通路の区画線及び方向線並びに方向標識 2 廃品の入れ物 3 補助の色としての例 方向標識の矢印、防火標識の文字	通路に用いる白が目だちにくいときは、黄を用いてもよい。
黒	黄赤、黄、白を引きたたせるための補助として用いる。		方向標識の矢印、注意標識のしま模様、危険標識の文字	

## 安全標識

## 1 標識の構成区分

区分	適用	例
1種標識	色と形でその主要な意味内容を表わしたもの	
2種標識	1種標識の中に特定の字句を書き加えたもの	
3種標識	1種標識又は2種標識のほかに必要な字句を書き加えたもの	

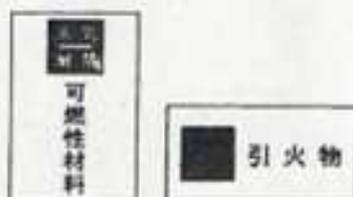
注：関係法令・達等に定められている標識については、この表を適用しない。

## 2 標識の色、形及び文字例並びに掲示箇所例

区分	防火標識	禁止標識
1種及び2種標識	<p>(1) 1種標識は、正方形の一边を垂直に立てた形とし、地は赤、ふちは白とする。ふちの幅は、<math>0.07a</math>～<math>0.1a</math>の間とする。</p> <p>(2) 2種標識は、1種標識の中に白い文字を書き加えたものとする。</p>	<p>(1) 1種標識は、正方形の一边を垂直に立てた形とし、地は白、ふち及び対角線（左上から右下に1本書く。）は赤とする。ふち及び対角線の幅は、<math>0.07a</math>～<math>0.1a</math>の間とする。</p> <p>(2) 2種標識は、1種標識の中に、黒い文字を書き加えたものとする。この場合、文字は対角線を切断しないようにする。</p>
	 <p>文字例 火気厳禁・火薬          掲示箇所例 火気取扱いを禁ずる場所、火薬・爆薬類の所在位置</p>	 <p>文字例 立入禁止・運転禁止・注水禁止          掲示箇所例 通行、立入、注水などの行動を禁止する箇所</p>

3種標識

3種標識は、白地の適当な箇所でなるべく中央の上部に（以下、これに準ずる。）1種標識又は2種標識を描き、その下に文字を黒で書く。横書きの場合は、1種標識を左端に描き、その右に左書きに文字を黒で書く（以下、これに準ずる。）。



文字例 ガソリン・引火物・引火物貯蔵所・可燃性材料・火気禁止区域・マッチ・ライター持込禁止

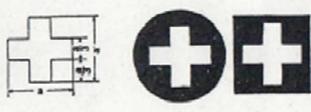
掲示箇所例 2種標識に準ずる。

3種標識は、白地に1種標識又は2種標識を描き、そのほかに文字を黒で書き加えるものとする。

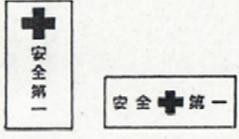


文字例 運転禁止（故障中）・係員以外立入禁止

掲示箇所例 2種標識に準ずる。

区分	危険標識	注意標識	救護標識
1種及び2種標識	<p>(1) 1種標識は、正方形の一対角線を垂直に立てた形とし、地は黄赤、ふちは黒とする。ふちの幅は、<math>0.07a \sim 0.1a</math> とする。</p>  <p>(2) 2種標識は、1種標識の中に「危険」の文字を黒で左横書きにしたものとする。</p>  <p>掲示箇所例 直接危険のおそれがある場所</p>	<p>(1) 1種標識は、正三角形の一边を水平とする倒立形とし、地は黄、ふちは黒とする。ふちの幅は、<math>0.07a \sim 0.1a</math> の間とする。</p>  <p>(2) 2種標識は、1種標識の中に「注意」の文字を黒で縦に書き加えたものとする。</p>  <p>掲示箇所例 道路・通路の危険箇所、機械などの取扱い箇所、その他注意を必要と思われる箇所</p>	<p>1種標識は、十字形とし、色は緑地に白の十字とする。</p> 
	<p>3種標識は、白地に1種標識又は2種標識を描き、そのほかに文字を黒で書き加えたものとする。</p>	<p>3種標識は、白地に1種標識又は2種標識を描き、そのほかに文字を黒で書き加えたものとする。</p>	<p>3種標識は、白地に1種標識を描き、そのほかに文字を黒で書き加えたものとする。</p>

3種標識	 <p>文字例 高電圧・送電中・劇毒物</p> <p>掲示箇所例 高圧線のある箇所、危険物置場</p>	 <p>文字例 右左を見よ・足下を見よ・工事中・作業中</p> <p>掲示箇所例 2種標識に準ずる</p>	 <p>文字例 担架・救急箱</p> <p>掲示箇所例 救急箱、安全衛生保護具の所在位置</p>
1種及び2種標識	<p>(1) 1種標識は円形とし、色は青とする。</p>  <p>(2) 2種標識は、1種標識の中に文字を白で書き加えたものとする。</p> 	<p>1種標識は、白又は黒の矢印を描いたものとする。ただし、地と矢の色は対象物により次のとおりとする。</p> <p>緑地に白い矢 非常口の方向を示す。 赤地に白い矢 消火器、消火栓などの方向を示す。 白地に黒い矢 出入口、通路の方向を示す。</p>  <p>最又は赤黒しくは非常</p>	<p>1種標識は十字形とし、色は白地に緑十字とする。主として、安全指導旗に用いる。</p> 

	<p>文字例 修理中・故障中</p> <p>掲示箇所例 修理中又は故障中の機械</p>	<p>掲示箇所例 方向を示すのに必要な箇所に用いる。</p>	
3種標識	<p>3種標識は、白地の中に1種標識又は2種標識を描き、そのほかに文字を黒で書き加えたものとする。</p>  <p>文字例 手を触れるな。</p> <p>掲示箇所例 2種標識に同じ。</p>	<p>3種標識は、白地の上部に1種標識を描き、その下に文字を黒で書き加えたものとする。 なお、緑地、赤地の場合には、文字を白で書き加えてもよい。</p>  <p>文字例 非常口・消火器・出入口</p> <p>掲示箇所例 1種標識に同じ。</p>	<p>3種標識は、白地の適当な箇所に黒十字を描き、そのほかに「安全第一」の文字を黒で書き加えたものとする。</p>  <p>掲示箇所例 安全意識を高揚させるのに適当な場所</p>